



高根沢町農業委員会告示第5号

共有者不明農用地等に係る公示

下記の農用地等は農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第22条の2第2項の規定による探索を行ってもなお当該農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知することができないため、法第22条の3の規定により、栃木県農地中間管理機構が定めようとする農用地利用集積等促進計画と併せて公示する。

令和8年3月24日

高根沢町農業委員会 会長 野中 照雄



記

1 共有者不明農用地等の所在等

共有者不明農用地等の所在・地番	地目	面積 (㎡)	設定しようとする権利の種類	内容	始期	存続期間	賃借	借賃の相手方	方法
高根沢町大字 桑窪字一丁田 689番2	田	21	賃借権	水田	令和8年 7月1日	9年 6か月	町平均 賃借料	栃木県 農業振 興公社	口座振替

2 この公示は、1の共有者不明農用地等について2分の1以上の共有持分を有する者を確知できないことから行うものである。

3 当該共有者不明農用地等について、1及び農用地利用集積等促進計画に定めるところにより、農地中間管理機構が賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けるものである。

4 当該共有者不明農用地等の不確知共有者は、この公示の日から起算して2か月以内に、次に掲げる事項を記載した申出書に当該農用地等についての権原を証する書類を添えて農業委員会に申し出て、農用地利用集積等促進計画又は3に掲げる事項について異議を述べることができる。

- (1) 申出を行う者の氏名・住所（法人にあつては、その名称・主たる事務所の所在地・代表者の氏名）
- (2) 当該農用地等の所在、地番、地目、面積
- (3) 当該申出の趣旨

5 不確知共有者がこの公示があつた日から起算して2か月以内に異議を述べなかつた場合には、法第22条の4の規定により、農用地利用集積等促進計画について同意をしたものとみなされる。

甲

丙

利用権の設定関係

乙に利用権を設定する者（甲）	農地中間管理機構（公社）（乙）	乙を通じて利用権の設定を受ける者（丙）
2を了承し、この計画に同意する。 （住所） 栃木県塩谷郡高根沢町大字桑窪531番地 （氏名）	宇都宮市一の沢2丁目2番13号 公益財団法人 栃木県農業振興公社 理事 長 青柳 俊明	2を了承し、この計画に同意する。 （住所） 栃木県塩谷郡高根沢町大字桑窪532番地 （氏名）

1 各筆明細

利用権を設定する農地			設定する権利				備考
所在：高根沢町	面積 (㎡)	借賃 円	種類	利用の内容	始期	終期	
大字 桑窪 689番2 田	21.00	264	賃借権	水田として利用	令和8年7月1日	令和17年12月31日	乙は令和8年から毎年12月末日までに、甲の指定する口座へ振り込み、また、毎年12月15日までに、丙の指定する口座から引き落とす。
以下余白							賃借料は毎年度農地法第52条に基づき、農業委員会の示される農地の町賃借料平均額を基に定める。
合計	1筆 21.00	264					

この計画は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第18条に基づき認可・公告の手続きを経て有効となるため、公社印は省略しています。